

令和8年第1回芦屋町議会臨時会

会期日程（案）

1日間

自 令和 8年 1月16日

至 令和 8年 1月16日

月 日	曜	種 別	内 容	開始時刻
1月16日	金	本会議	議案上程、提案理由説明、質疑、委員会付託 委員長報告、質疑、討論、表決	午前10時

令和8年第1回芦屋町議会臨時会

議事日程

令和8年1月16日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議案第1号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 芦屋町いじめ防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 令和7年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第8号 令和7年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第9号 令和7年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第10号 令和7年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第11号 令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第12号 中央公民館非常用電源整備工事請負契約の変更について
- 日程第15 報告第1号 専決処分事項の報告について

議案第1号

芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年1月16日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋町一般職職員の給与に関する条例(昭和32年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

第26条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケを次のように改める。

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

第26条第2項第2号に次のように加える。

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円
別表第1を次のように改める。

-----別添-----

第2条 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第10項を削る。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、
同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分
の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に
改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第26条第2項第2号スを次のように改める。

ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員
第26条第2項第2号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,
200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,
700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,
200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,
700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,
200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,
600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 6
3,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日
から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋町一般職職員の給与に関する条例（次項において
「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、
改正後の給与条例第22条第2項、第3項及び第23条第2項の規定は、令和7年1
2月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の芦屋町一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第6条関係）

行政職給料表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800

別表第1（第6条関係）

行政職給料表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,300
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,600
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	427,800
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	428,000
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
	86	266,200	305,800	355,700	396,900	409,300	
	87	266,500	306,100	356,100	397,300	409,600	
	88	266,800	306,400	356,500	397,700	409,800	
	89	267,100	306,700	356,700	398,000	410,000	
90	267,400	307,000	357,100	398,400	410,300		
91	267,700	307,300	357,500	398,800	410,600		
92	268,000	307,600	357,900	399,100	410,800		
93	268,300	307,800	358,100	399,400	411,000		
94		308,000	358,400	399,800	411,300		
95		308,300	358,800	400,100	411,600		
96		308,700	359,100	400,400	411,800		
97		308,900	359,400	400,700	412,000		
98		309,200	359,800	401,000			
99		309,500	360,200	401,300			
100		309,900	360,600	401,600			
101		310,100	361,100	401,900			
102		310,400	361,500	402,200			
103		310,700	361,900	402,500			
104		311,000	362,300	402,800			
105		311,200	362,800	403,000			
106		311,500	363,200	403,300			
107		311,800	363,500	403,600			
108		312,100	363,800	403,800			
109		312,300	364,200	404,000			
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

議案第2号

芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年1月16日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の152.5」を「100分の155」に改める。

第2条 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の155」を「100分の153.75」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第3号

芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定するものとする。

令和8年1月16日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145」を「100分の147.5」に改める。

第2条 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の146.25」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第4号

芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年1月16日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第31条を第33条とし、第30条の次に次の2条を加える。

（給与改定の実施時期等の取扱い）

第31条 この条例において給与条例の例によることとされる規定について、給与の額等の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額等の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

（給与改定の例外）

第32条 第3条において給与条例別表第1によることとする規定について、給与の額等の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の当該改正の施行の日の属する月の末日（当該改正の施行の日が月の初日であるときは、その前日）までの間の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（1） 特定の時期に任用されるパートタイム会計年度任用職員であって、任期が3か月以内のもの

（2） パートタイム会計年度任用職員であって、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるもの

2 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前項の規定によることができない場合又は前項の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、町長が別に定めるところにより、又はあらかじめ町長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則を次のように改める。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

芦屋町いじめ防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町いじめ防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年1月16日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

芦屋町いじめ防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

芦屋町いじめ防止対策の推進に関する条例（令和6年条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第21条の2」に改める。

第3章中第21条の次に次の1条を加える。

（報酬）

第21条の2 調査委員会の委員が調査報告書の作成に従事した場合には、その作業時間1時間につき4,000円を報酬として支給する。

2 前項の報酬の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第24条前段中「及び第16条」を「、第16条」に改め、同条中「まで」を「及び第21条の2」に改め、同条後段中「及び第16条」を「、第16条及び第21条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

議案第6号

芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年1月16日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例（平成22年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第22条の見出しを「（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）」に改め、同条中「、第6条、第8条」を削り、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

本則に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与改定の実施時期等の取扱い）

第24条 会計年度任用職員の給与改定の実施時期等の取扱いについては、芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第31条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

中央公民館非常用電源整備工事請負契約の変更について

中央公民館非常用電源整備工事に関し、次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第20号）第2条の規定により、本町議会の議決を求める。

令和8年1月16日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

記

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1. 変更前の契約金額 | 一金119,659,892円也 |
| 2. 変更後の契約金額 | 一金144,318,900円也 |
| 3. 変更の理由 | 一般取扱所としての許対応に伴う工事内容の変更、
非常用照明器具の変更 |

工事請負変更契約書(案)

- 1 当初工事名 中央公民館非常用電源整備工事
- 2 変更工事名 中央公民館非常用電源整備工事(第1回変更)
- 3 変更事項 請負代金額の増額変更
増金額 一金24,659,008円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥2,241,728-)

工期の延長
変更前 令和7年7月1日から令和8年3月13日まで
変更後 令和7年7月1日から令和8年8月14日まで

- 4 本契約に記載のないものについては、先に取り交わした契約書によるものとする。

上記の工事について、別紙設計図書に基づき上記のとおり契約を変更するものとし、この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和8年1月22日

発注者 住所 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

氏名 芦屋町長 貝掛 俊之

受注者 住所 福岡県北九州市小倉北区西港町30番4号

氏名 九昭電設工業 株式会社

代表取締役 池上 秀一

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月16日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、障がい福祉サービス事業所みどり園屋根破損事故について、次のとおり専決処分する。

令和7年12月17日

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

1. 事故発生日 令和7年10月10日
2. 相手方 社会福祉法人遠賀中間会
障がい福祉サービス事業所みどり園
3. 損害賠償額 278,300円